

新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設運営方針

令和2年6月24日施行

目的

新型コロナウイルス感染症対策として、災害が発生し避難所を開設する場合には、避難所の3密（密閉・密集・密接）の回避や衛生対策を徹底するなど、感染症対策に万全を期すため、具体的な対応策をあらかじめ定め、災害発生時の市民の安全・安心を図る。

この運営方針は、災害時対応マニュアルに加え活用することで、感染対策を徹底する。

基本的な考え方

- 1 避難所の過密状態防止
- 2 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底
- 3 避難所スペース及び新たな避難所の確保
- 4 避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力
- 5 感染が疑われる避難者への適切な対応

対策の方法

- 1 避難所の過密状態防止
 - (1) ハザードマップを基に、自宅周辺の状況を確認したうえで、十分な安全確保が可能な場合には自宅避難を促し、避難所の過密を回避する。
 - (2) 可能な場合は、親族・友人宅への避難の検討を周知する。
 - (3) 自治公民館等を地域の避難所として活用することについて協力を求め、その際は指定避難所同様感染症予防や感染拡大防止に努めるよう周知する。
 - (4) エコノミークラス症候群対策として、避難所内の情報掲示板にて注意喚起チラシを掲示する。
- 2 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底
 - (1) 手洗い及び咳エチケットの徹底
手洗い及び咳エチケットを避難者に徹底させるため、避難所内の情報掲示板に厚生労働省作成の感染症対策チラシを掲示する。
 - (2) 十分な換気の実施
避難所内、特に居住スペースについては十分な換気に努める。
 - (3) 十分な居住スペース及び社会的距離の確保
避難者の居住スペースについて、可能な範囲で十分なスペースを確保する。ほかの人に飛まつが飛ばないように、避難者同士の間隔を2mほど確保する。
 - (4) 入所時及び定期的な健康チェック
避難所受入時及び毎朝検温を実施し、避難者自身が「健康管理チェックリスト」により健康管理する。

(5) 災害用備蓄品（衛生用品）の活用

避難所に配備されているマスク、消毒液、ハンドソープといった衛生環境を保持するための備蓄品を活用する。消毒液は必ず受付及びトイレ前に設置する。

3 避難所スペース及び新たな避難所の確保

- (1) 発災時には、可能な範囲で多くの指定避難所を開設する。
- (2) 指定避難所におけるスペースの確保のため、学校における教室の活用等、避難所として使用できるスペースを最大限拡大するよう努める。
- (3) 指定避難所以外の市有施設、自治公民館や民間宿泊施設を、避難所として活用するよう努める。
- (4) 災害時応援協定の締結先に対し、一時的な避難所としての施設等の提供を協議する。
- (5) 感染が疑われる者の専用スペースをあらかじめ確保する。

4 避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力

- (1) 避難の際には、食料、飲料水等の他、マスク、消毒液、体温計を持参する。
- (2) こまめに手洗いをする。特に食事前、トイレ使用後は徹底する。
- (3) 原則マスクを着用する。マスクがない場合は、ティッシュやハンカチで口と鼻を覆う。また、とっさに咳が出るときは袖や上着の内側で覆う。
- (4) 向かい合わせではなく背を向けて座るようにする。
- (5) 熱がある、または強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、速やかに避難所運営スタッフに報告する（健康管理チェックリストによる自己管理）。

5 感染が疑われる避難者への適切な対応

- (1) 感染が疑われる者が避難してきた場合は、自家用車または専用スペースに隔離する。また、医療救護班（健康増進課）に連絡し、避難所運営スタッフと医療救護班スタッフの連携のもと対応にあたる。

感染が疑われる者は、自ら下記の連絡先に連絡し、その結果を速やかに医療救護班スタッフに伝える。

避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を専用スペースに隔離した上で、自ら下記の連絡先に連絡し、その結果を速やかに医療救護班スタッフに伝える。

- (2) 専用スペースは可能な限り個室にすると共に、専用のトイレを確保する。また、専用スペースを確保できない場合は、可能な範囲でパーティションで区切る等の工夫をする。

※ 連絡先 栃木県新型コロナウイルスコールセンター

0570-052-092（24時間対応）

避難所入所のルール（掲示用）

避難所に入所する前に

以下に該当する方は、受付で避難所運営スタッフに申し出てください。

- 1 発熱や風邪の症状がないか。
- 2 新型コロナウイルス感染者やその濃厚接触者でないか。
- 3 2020年3月以降の海外渡航歴を有する方、又は、感染者が出ている地域から来られた方で2週間経過していない方。

【3の感染者が出ている地域については、例として東京圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）、関西圏（大阪府、京都府、兵庫県）、北海道等】

【期間については、感染者が出ている期間中。】

避難所に入所するとき

- 1 検温をしてください。
- 2 「健康管理チェックリスト」に身体の状態を記入してください。
また、入所後も継続して記入ください。
- 3 「避難所生活のルール」を確認してください。

各自で持参するもの

マスク 体温計 食料 飲料水 常備薬 毛布や寝具 消毒用品
携帯電話の充電器や予備電池 上履き トイレ用履物

その他

避難所の収容人数を超えた場合は、車中での避難をお願いします。

避難所生活のルール（掲示用）

- 食事の前、トイレの後など、こまめに手を洗い、消毒液で消毒しましょう。
- 原則マスクを着用しましょう。
マスクが無い場合には、ティッシュやハンカチで口と鼻を覆いましょう。また、とっさに咳が出るときは袖や上着の内側で覆いましょう。
- 飛沫感染を防止するため、他の避難者とは2 mほど離れ、向かい合わせでなく背を向けて座るようにしましょう。
- 炊き出しや配食に従事する場合は、手を洗い消毒液で消毒しましょう。また、ゴム手袋、マスクを装着しましょう。
- 室内と室外で履物を履き替えましょう。また、室内トイレを使用する際は、トイレ用の履物を使用しましょう。
- 熱がある、もしくは強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合、また、それ以外でも咳やのどの痛み、嘔吐、下痢が続くなど、感染症が疑われる場合についても速やかに避難所運営スタッフに申し出てください。
- エコノミークラス症候群予防のため、ストレッチを行うなど適度な運動に努めましょう。

避難行動の流れ(感染症対策)

- 防災ハザードマップで自宅が土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域となっている
- 近くの河川に急変がある
- 近くの崖に異変がある（地鳴り・濁り水・悪臭）

